

報道機関 各位

2015年4月17日

一般社団法人 日本画像医療システム工業会

**「第12回画像医療システム等の導入状況と安全確保状況に関する調査」  
結果概要公開の件**

一般社団法人日本画像医療システム工業会(以下「JIRA」という、会長 小松 研一)は、平成26年(2014年)11月から12月にかけて「第12回画像医療システム等の導入状況と安全確保状況に関する調査」を実施、本日、調査結果を公開致します。

本調査は、27年前の昭和63年(1988年)から「医療機器の導入実態調査」を継続的に実施しております。

JIRAは、本調査の継続実施により医療施設での機器の導入・使用の状況と保守点検を含む安全性確保の状況や、流通状況などを把握し、画像医療システムの医療現場での安全で適正な使用の促進を提言しています。

また、産業全体の技術水準の向上、社会ニーズに沿った画像医療システムの開発方向性の探求、安全性、標準化の基礎資料などにも調査結果を活用してきました。

今回の調査では、前回調査と同様に平成24年(2012年)4月の診療報酬改定において、4列以上のマルチスライスCT、1.5テスラ以上のMRIと造影剤注入装置の保守管理計画の添付が必須化されましたので、保守点検実施状況の質問装置項目にこれらの機器分類を追加し調査しています。

調査は、全国の医療施設を99床以下、100床～299床、300床～499床、500床以上の4つの病床群に分類し、その中から無作為に抽出した1,000施設の放射線部門技師長宛にアンケート用紙を郵送し、締切日までに得られた有効回答数472施設(回収率47%)より得られた回答を集計・分析して報告書としています。

調査結果の概要は、次の通りです。

1. 「平均買い替え年数」

調査結果によれば、「X線CT装置」、「血管撮影用X線装置」、「MRI装置」、「核医学装置(SPECT装置)」、「粒子加速装置」、「超音波装置」、「CR画像処理装置」の代表的7機種の「平均使用期間」は、平成20年(2008年)の第7回調査から6回連続して“11年強”

となって長期使用が固定化され、日常の安全点検と定期的な保守管理が、より重要度を増す状況となっています。

## 2.「装置の稼動年数別台数」

調査対象 52 機種の実使用期間「1~5 年」、「6~10 年」、「11 年以上」の 3 区分での調査によれば、最長の使用期間「11 年以上」で、52 機種中 11 機種(21%)の装置が 50%以上あり、18 機種(35%)の装置が 40%以上と長期使用の状況でした。

また、「6~10 年」と「11 年以上」の合計が 50%以上の機種は 52 機種中 43 機種(83%)と多数を占め、平均買い替え年数の長期化を裏付ける結果となっています。

## 3.「保守点検実施状況」

保守に関する調査結果では、メーカーとの「保守契約」と「都度メーカーを呼んで点検」、「院内で保守点検」の 3 項目を合計した“保守点検実施率”を掲載しています。

「一般撮影装置」、「血管撮影用 X 線装置」、「SPECT 装置」、「超音波装置」及び「CR 画像処理装置」の 5 機種は、全体的に前回より若干減少傾向が見られ、全ての医療機器の保守管理の実施義務化となった平成 19 年(2007)年の改正医療法の施行から 7 年半を経過した調査にもかかわらず、院内での保守点検を含む保守点検実施対応が十分に進んでいない状況を示しています。

平成 24 年(2012 年)の診療報酬改定で、「4 列以上のマルチスライス CT」、「1.5T 以上の MRI」及び「造影剤注入装置」の保守点検計画の添付が診療報酬算定の施設基準となりました。このため、調査機種を前々回より「X 線 CT 装置(4 列未満シングルを含む)」と「X 線 CT 装置(4 列以上のマルチスライス)」、及び「MRI 装置(1.5T 未満)」と「MRI 装置(1.5T 以上)」の 2 機種 2 項目に分けています。

保守点検計画の添付が義務付けられた「X 線 CT 装置(4 列以上のマルチスライス)」と「MRI 装置(1.5T 以上)」は、それぞれ、98.8%と 98.6%となり、義務付けられなかった「X 線 CT 装置(4 列未満シングルを含む)」と「MRI 装置(1.5T 未満)」は、それぞれ 96.1%と 63.2%となりました。2012 年診療報酬改定の影響と考えられます。

「造影剤注入装置」は、78.8%となりましたが、約 80%に留まっているのは、診療報酬改定の施設基準の対象機種とならなかった「血管撮影用 X 線装置」に使用されている「造影剤注入装置」の保守実施率が低いためと推測されます。

## 4.「医療機器安全管理責任者の設置状況、医療機器保守点検計画の策定状況など」

平成 19 年(2007 年)に施行された改正医療法によって義務づけられました「医療機器安

「全管理責任者の設置」状況の回答では、全体の約 90%の施設が設置し改善がみられるものの、病床規模や設置主体で差がありました。また、「医療機器安全管理責任者」の職種は、診療放射線技師と臨床工学技士および医師の 3 職種で約 92%を占め、その他の職種は少数にとどまっています。

同じく改正医療法で義務づけられました「医療機器保守点検計画の策定」状況に対する回答では、「策定している」と回答した施設が 87.5%と前回の調査から 2.1%の減少が見られます。

今回の調査でも平均買い替え年数の大幅な延びの固定化が顕著に見られます。保守管理の重要性が増す中で院内点検を含む保守点検の実施率がなかなか向上しないという状況は、患者の安全確保の観点からも大きな課題ととらえております。

弊工業会、会員企業は、患者の安全確保のため医療施設への保守点検の必要性についての啓発や点検に関わる情報提供などを継続して実施するとともに、厚生労働省をはじめ関係行政機関へ保守点検実施に対する診療報酬上でのインセンティブ設定などを医療関係団体と連携して今後も継続して要望していきたいと考えております。

尚、本調査の正式報告書は平成 27 年 6 月より、弊工業会のホームページから購入可能となります。

#### (添付資料)

「第 12 回画像医療システム等の導入状況と安全確保状況に関する調査報告書(概要)」

以上

#### 【一般社団法人日本画像医療システム工業会について】

1967年設立以来、日本における放射線医療の発展とともに歩みつづけ、今日では放射線機器・画像医療システム等を供給し、つねに先進の医療環境をサポートする172社(2014年3月現在)の会員会社を擁する産業団体に成長しました。

当工業会は、設立当初から業界標準化の推進や法規制対応、安全性問題等に幅広く取り組み、人々の健康と福祉に貢献していました。高齢化社会への対応が急がれる21世紀、今後は、予防・健康管理から早期発見・診断・治療まで、医療機器とそれに伴うサービスやソリューションの範囲を拡げていくことが使命であると考えます。

当工業会各社は、画像医療システム産業を健全に発展させ、国民の健康と日本経済の発展に貢献できるよう一丸となって活動していくきます。

※ JIRAは一般社団法人 日本画像医療システム工業会の商標です。

本資料に関するお問い合わせ

一般社団法人 日本画像医療システム工業会 TEL:03(3816)3450 <http://www.jira-net.or.jp>

事務局 横田、産業戦略室 堀越